



JGAP 技術レター 2013年6月号

JGAP 技術レターについて

目的：

JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：

年 4 回程度発行予定です。適した話題がない場合は、発行しないこともあります。

内容：

日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。また、基準書の改訂内容や改訂の進捗などについても説明する予定です。

前回に引き続き、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

4 月に発行された「JGAP 総合規則 2013」について特集してみました。

Q 1. 3. 用語の定義の(3)JGAP では、“JGAP は GAP のスキームである。”とありますが、“スキーム”という言葉の意味がよく分かりません。

A 1. “スキーム”というのは、直訳できる日本語がなかなか見当たらないのですが、強いて言えば“枠組み”とか“制度”といったものです。「JGAP 管理点と適合基準」は農場・団体の農業生産工程管理に対する基準です。これは確かに重要な基準ではありますが、どうやってそれを点検し公表するか（審査・認証）、また審査員にはどのような力量が必要とされるのか等についてのルールを伴わない限り制度としては不完全なものとなります。JGAP はそれら全般について定めた制度であり、その制度を規定した文書が「JGAP 総合規則」であると言えます。

Q 2. 同じく 3. 用語の定義で(5)農場では、以下のように定義されています。

“生産される農産物の所有権を保有し、一体的な管理体制（*注記 1）をもつ経営体である。1 つの農場には複数の圃場と複数の施設が含まれる場合がある。農場は一元的（*注記 2）な管理の場合とそうでない場合がある。なお、団体認証において、農産物取扱い施設が独立した経営体の場合、その経営体は農産物の所有権の有無に係らず一つの農場として取り扱う。ただし、個別認証の場合には、農産物取扱い工程のみを事業とする経営体（例えば選果場や茶工場）を農場とは扱わずその認証も行わな

い。

上記の下線部分は今回追加された部分だと思いますが、追加された意図がよく分かりません。

A 2. 団体内の農産物取扱い施設（共選場等）も農場の一つであり、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」は農産物取扱い施設についても該当する管理点は全て適用されることを明確にしたかったために追記しました。

総合規則 2011 の 4.2 農場の定義の中でも“1つの農場には複数の圃場と複数の施設が含まれる場合がある。”と既に定義があり、同 6.2(1)では JGAP 認証が求める基準への適合性として“管理点は全て審査され・・・”と規定されていたわけですが、団体によっては、共選場のような農産物取扱い施設は食の安全の管理点のみ適用し、労働安全や環境について適用していない事例が散見されていたようです。団体で JGAP を認証している以上、当然、団体内部の農産物取扱い施設に対しても労働安全や環境に関する管理点が適用されなければなりません。圃場を所有する経営体が農産物取扱い施設も所有する場合には“農場”の概念がスムーズであり問題はなかったようですが、共選場のように農産物取扱い施設のみで圃場を所有しない経営体の場合には“農場”の概念が希薄であったようです。そこで下線部を追記して“農場”であることを再認識していただくこととした訳です。

但し、外部委託の農産物取扱い施設に関しては食の安全に関する管理点の適用のみを必須とし、環境や労働安全については団体との契約次第でよいこととなります。これについては、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2012」管理点 2.2 で既に言及しています。

Q 3. 上記の Q 2 で団体内の農産物取扱い施設も農場であるとする、農場のサンプリング数を平方根以上とするその対象に含めて計算するのですか？

A 3. 農産物取扱い施設の団体内のサンプリングについては、8.2(4)を適用して下さい。通常の農家の農場のサンプリングについては、農産物取扱い施設の数を含めない全農家数の中で平方根以上の数をサンプリングすることとなります。

Q 4. 7.3(2)で維持審査が省略される特例が特記事項にあります。ここには“更新審査の結果、是正の必要がなく認証の基準を満たす運営ができていることが確認された場合に限り、審査・認証機関の判断で維持審査を省略することができる。”とありますが、下線部について具体的に教えて下さい。

A 4. 是正の必要がなくとは審査終了時点において、該当する必須項目 100%適合かつ該当する重要項目 100%適合を満たした場合を指します。

